

入札説明書

令和8年2月2日千葉市公告第97号により公告した千葉市図書館ブックメールカー業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市図書館ブックメールカー業務委託 一式

(2) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

千葉市中央区弁天3丁目7番7号 千葉市中央図書館外 41か所

2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受け、又は同法第36条第1項に規定する貨物軽自動車運送事業の届出を行っている者

イ 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第3条第1項に規定する第一種貨物利用運送事業（利用運送に係る運送機関の種類が、貨物自動車運送であるものに限る。）の登録を受けている者

(4) 入札参加資格確認申請書の提出日において、元請として履行期間6か月以上の集配業務の履

行を完了した実績を有する者であること。

3 入札参加資格確認申請書等

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 配布場所等

千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンク (<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>) からダウンロードすること。

(2) 提出期限 公告の日から令和8年2月9日（月）まで

（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

郵送による場合は、令和8年2月6日（金）の午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

(3) 提出場所 千葉市教育委員会生涯学習部中央図書館管理課

(4) 提出方法 郵送又は持参

(5) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 「2 入札参加資格（3）（4）」に該当していることがわかる書類（書式は問わない）

(6) 確認通知 令和8年2月16日（月）までに申請者に「入札参加資格確認結果通知書」を電子メールで送付する。

4 入札に関する質問の受付について

入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

(1) 受付期間 公告の日から令和8年2月9日（月）まで

(2) 提出方法 受付期間内に後記10の契約事務担当課に電子メールにて提出すること。

(3) 質問に対する回答 令和8年2月16日（月）までに電子メールで回答する。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和8年 2月24日（火） 午前10時 00分

場 所 千葉市中央図書館 2階会議室

「入札参加資格確認結果通知書」の提示を求めますので必ず持参すること。

(2) 入札方法 総価で行う。

入札者は、原則として前記（1）の入札・開札の日時及び場所に出席して、入札書（書式指定のもの）に入札金額の積算内訳書（（3）を参照）を添付し、商号及び入札件名を記載した封筒に入れて提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記10の契約事務担当課宛とし、令和8年2月20日（金）午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札金額の積算内訳書 入札書を提出する際、必ず積算内訳書を同封すること。

書式の指定はしないが、必ず入札書と同様に会社所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、会社印、代表者印を捺印することとし、当委託の作業員に対して支払う賃金の時間給等が明確にわかるように入札金額の積算内訳を記載すること。

(4) 入札書に記載する金額

入札金額は、一切の諸経費を含め見積もること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札時の提出書類

ア 入札参加資格確認結果通知書

イ 入札書

ウ 積算内訳書

エ 委任状（入札の際に、代理人が入札・開札に立ち会う場合）

※書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

(6) 入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。）

(7) 最低制限価格 有

(8) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、入札金額が最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(9) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。（入札前に委任状を提出すること。）

8 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、2回する。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

9 契約の手続等

- (1) 契約保証金 要 (ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等の閲覧 千葉市契約規則等は、後記10の契約事務担当課で閲覧できる。
- (5) 本契約に係る令和8年度予算措置がされない場合は、契約手続きを中止する。

10 契約事務担当課

〒260-0045

千葉市中央区弁天3丁目7番7号

千葉市教育委員会生涯学習部中央図書館管理課管理班

電話 043-287-4002

電子メール kanri.LIB@city.chiba.lg.jp